

## 木造住宅供給支援システム認定規程

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

### (目的)

第1条 この規程は、木造住宅供給支援システムの認定に関し、必要な事項を定めることによって、大工・工務店の近代化を促進し、もって国民の利益の増進に寄与することを目的とするものであり、認証業務品質マニュアル（HW-U1011-2002）に基づく個別規程として定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
木造住宅供給支援システム	先進的な企業等によって開発された、木造住宅に係る営業、設計、資材調達、施工又は維持管理等のノウハウを大工・工務店が元請けとして活用でき、かつ、供給される木造住宅の品質・性能及び生産性の向上が推進されるシステムをいう。
認定システム	認定された木造住宅供給支援システムをいう。
規格委員会	第17条第1項の規定に基づき、木造住宅供給支援システムに関する規程・基準等の制定又は改正の審議を行う委員会をいう。
審査委員会	第17条第2項の規定に基づき、認定の審査を行う委員会をいう。
センター	公益財団法人日本住宅・木材技術センターをいう。
理事長	公益財団法人日本住宅・木材技術センターの理事長をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程における認定の対象とする木造住宅の工法は、木造軸組工法又は枠組壁工法であって、本規程第7条に規定する認定の要件を満足するものに適用するものとする。

### (認定)

第4条 認定は、理事長名で認定書（規程様式1）を交付して行うものとする。

- 2 センターは、申請者から新規申請、更新申請又は変更申請があった場合には、当該申請を第7条に規定する認定の要件に照らし、認定の適否を決定するものとする。
- 3 認定の適否の決定にあたっては、第17条第2項に規定する審査委員会の意見を聞いて行うものとする。
- 4 センターは、第1項の認定書の交付に際し、認定を受けるにあたっての約定書（規程様式2）の提出を求めるものとする。
- 5 センターは、認定書を交付したときは、認定の結果を公表するものとする。
- 6 第2項の決定が認定に値しないとした場合には、当該申請者に対し、認定をしない旨の通知書（規定様式3）を発行するものとする。

### (認定の有効期間)

第5条 第9条及び第10条の規定に係る認定の有効期間は、原則として3年間とする。

### (認定の失効)

第6条 次のいずれかに該当する場合、当該認定は失効するものとする。

- (1) 認定システムの供給を中止する旨の届出があったとき。
- (2) 認定期間満了にともなう更新をしなかったとき。
- (3) 申請者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
- (4) 前各号に準じた事情が発生したとき。
- (5) 第16条の規定により認定の取り消しの措置を受けたとき。

2 認定が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともに、ホームページに公表するものとする。

### (認定の要件)

第7条 認定の要件は、申請に係る内容が次の各項に適合しているものとする。

- (1) 大工・工務店を支援する営業、設計、資材調達、施工又は維持管理等が整備されていること。
- (2) 大工・工務店を支援する供給体制が整備されていること。
- (3) 大工・工務店を支援する条件が明示されていること。
- (4) 支援内容が木造住宅の品質及び性能を向上させるものであること。
- (5) 支援内容が木造住宅の生産性を向上させるものであること。

2 前項の認定の要件に係る技術基準（HW-支援002-2015）は、規格委員会の意見を聴いてセンターが別に定めるものとする。

### (申請者の要件)

第8条 申請者は、本規程に基づくセンターとの連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ、苦情等への対応を適切に行う義務を負うものとする。

### (認定の新規申請)

第9条 新たに認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（規程様式4）をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の申請書の受付等は、認定実施要領（HW-支援003-2015）の定めによるものとする。
- 3 申請者は、新規申請に当たって認定手数料（HW-支援006-2015）をセンターに納入しなければならない。

### (認定の更新申請)

第10条 認定を受けた者が、第5条の規定による認定の有効期間満了に伴い当該認定システムについて、引き続き認定を受けようとする場合には、更新申請書（規程様式5）を所定の時期にセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の更新申請書の受付等は、認定実施要領（HW-支援003-2015）の定めによるものとする。
- 3 申請者は、更新申請に当たって認定手数料（HW-支援006-2015）をセンターに納入しなければならない。

### (変更の申請・届出)

第11条 認定を受けた者は、第5条の規定による認定の有効期間内に認定あるいは申請に係る内容に変更が生じる場合には、その内容を記載した変更申請書（規程様式6）又は変更届出書（規

程様式7)を速やかにセンターに提出し、所要の措置を受けなければならない。

- 2 前項の変更申請書又は変更届出書並びにセンターの行う措置は、認定実施要領（HW-支援003-2015）の定めによるものとする。
- 3 申請者は、変更申請に当たって認定手数料（HW-支援006-2015）をセンターに納入しなければならない。

#### （認定の審査）

- 第12条 認定の新規申請、更新申請及び変更申請があった場合、センターは事務局審査を実施するものとする。
- 2 前項の事務局審査において適切と判断されたものについて、センターは審査委員会に審議を要請するものとする。

#### （サーベイランス）

- 第13条 センターは、認定システムに関し必要があると認めたときは、認定を受けた者に対し、実地調査等を行うことができるものとする。

#### （警告措置）

- 第14条 サーベイランス等により、認定を受けた者が規定に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができるものとする。

#### （認定の一時停止）

- 第15条 サーベイランス等により、認定システムの要件を満足していないことが判明した場合、センターは認定を一時停止することができるものとする。
- 2 センターは、前項により認定を一時停止するときは、その旨を当該認定を受けた者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

#### （認定の取り消し）

- 第16条 理事長は、次のいずれかの場合には、審査委員会の意見を聴いて、該当する認定を取り消すことができる。
- (1) 認定システムについて、認定の要件を満足することが困難であると判断されたとき。
  - (2) 第14条の規定による警告措置又は第15条の規定による認定の一時停止を受けた場合の対応が著しく不誠実かつ悪質と見なされたとき。
- 2 理事長は、前項の規定に基づき認定を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該認定を受けた者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なす。
  - 3 理事長は、認定を取り消したときは、これをホームページ等で公表するものとする。

#### （委員会）

- 第17条 センターは、木造住宅供給支援システムに関する規程・基準類の制定又は改正の審議を行うための規格委員会を設置する。
- 2 センターは、申請に係る木造住宅供給支援システムに関する認定の審査を行うための審査委員会を設置する。
  - 3 第1項及び第2項の委員会は、センターから審議又は審査の要請があったときはそれを行い、その結果をセンターに報告するものとする。
  - 4 規格委員会の委員は、中立的な立場の学識経験者、需要者及び供給者の中から、また、審査委員会は、中立的な立場の学識経験者の中から、それぞれ理事長が委嘱するものとする。

- 5 理事長は、前項による常任の委員のほかに、専門的事項を審議するため必要となる学識経験者を専門委員として、期間を限定して委嘱することができる。
- 6 審査委員の委嘱にあたり、理事長は別に定める審査委員誓約書（規程様式8）の提出を求めるものとする。
- 7 委員会の運営に関する必要事項は、委員会運営要領（HW-支援004-2015）に規定するものとする。

#### **（秘密保持義務）**

第18条 第17条の委員会の委員及びセンターの役職員であった者は、本規程に基づく認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### **（苦情処理）**

第19条 センターは、認定システム及びその認定に関する異議申し立て、苦情及び紛争について、必要な処理を行うものとする。

#### **（資料の提出及び調査）**

第20条 センターは、認定システムに関する報告、第14条及び第15条の措置方法等に関して、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

2 センターは、認定システムの生産供給等の状況を把握するため、必要に応じ現地調査を行うことができるものとする。

3 本規程により認定を受けた者は、第1項及び第2項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に応じなければならない。

#### **（普及の促進）**

第21条 センターは、木造住宅供給支援システムの普及に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### **（雑則）**

第22条 センターは、この規程に基づく業務推進に必要な要領等について、別に定めるものとする。

#### **（付則）**

制定：平成15年 8月 1日 住木技15第178号

施行：平成15年 8月 1日

改正：平成27年 6月15日 住木認27第 86号